相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県秋田市大町三丁目一一九番地、最後の住所秋田市添川字境内川原六〇番地五〇

被相続人　亡　鈴木　宣吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月二十八日

事務所秋田市山王七丁目一二番一三号　菅原法律事務所

相続財産管理人　弁護士　菅原　佳典

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区高円寺南四丁目八〇七番地、最後の住所千葉市中央区中央一丁目一〇番一〇―八〇二号

被相続人　亡　篠﨑　誠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月二十八日

事務所千葉市中央区中央三―四―八コーノスビル三階　鈴木牧子法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大久保佳織

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都荒川区荒川四丁目二三番地、最後の住所東京都荒川区荒川二丁目四六番一号

被相続人　亡　溝井　康之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月二十八日

事務所東京都港区東新橋一―一―二一今朝ビル九階　相続財産管理人　田村　香代

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県甲府市城東一丁目一九五番地、最後の住所山梨県甲府市住吉三丁目一四番三号

被相続人　亡　平岡　洋司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月二十八日

山梨県甲府市中央一丁目七番一〇号内外ビル二階小野法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小宮山新吾

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県下伊那郡豊丘村大字河野六一七九番地、最後の住所長野県下伊那郡高森町下市田二八一四番地一二

被相続人　亡　久保田正男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月二十八日

長野県下伊那郡松川町生田六一九番地

相続財産管理人　清水　俊平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県藤枝市高岡三丁目二五番地一、最後の住所静岡県藤枝市岡出山三丁目一番一四号　セジュール岡出山A―一〇一

被相続人　亡　今西　速見

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月二十八日

静岡県静岡市葵区馬場町四三―一　静岡法律事務所

相続財産管理人　弁護士　吉川　友朗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県磐田市中泉二二一七番地三、最後の住所静岡県磐田市掛塚三一七二番地　特別養護老人ホーム白寿園

被相続人　亡　長野　弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月二十八日

事務所静岡県磐田市見付四八五九番地一

相続財産管理人　司法書士　古田　康隆

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県阿南市富岡町第住町四二六番地二、最後の住所大阪府枚方市渚西二丁目七番二〇号

被相続人　亡　原田美枝子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月二十八日

大阪市中央区南本町一―三―九―一二〇一

相続財産管理人　弁護士　柏木　秀介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市佐伯区五日市町大字石内甲三二〇五番地、最後の住所アメリカ合衆国カリフォルニア州サンフランシスコ市サクラメント街三二五七番地

被相続人　亡　中西　守

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月二十八日

事務所広島市中区上八丁堀八番二〇号井上ビル三階

相続財産管理人　弁護士　谷井　智

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県高松市川島東町三三〇番地、最後の住所香川県高松市川島東町三二九番地一

被相続人　亡　柴垣　之保

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月二十八日

高松市浜ノ町六〇番五五―一二五号

相続財産管理人　田中　敏夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県筑後市大字久恵一〇八四番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　徳永　康弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月二十八日

福岡市東区美和台新町一一番一二―二〇一号

相続財産管理人　弁護士　阿部　文明

無縁墳墓等改葬公告

松岩寺墓地整備の為無縁墳墓等について改葬する事になりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申出下さい。

なお、期日までにお申し出の無い場合には、無縁仏として改葬することとなりますので、ご了承下さい。

平成二十六年二月二十八日

一　墳墓等所在地　宮城県気仙沼市松崎浦田一三七番地

一　墳墓地の名称　松岩寺境内墓地

一　死亡者の本籍及び氏名　全て不詳

一　改葬を行おうとする者　宮城県気仙沼市松崎浦田一三七番地　宗教法人松岩寺　代表役員小黒澤子忻

第51期決算公告

平成26年2月28日

岩手県花巻市山の神797番地1

株式会社伊藤組

代表取締役　伊藤　智仁

貸借対照表の要旨

（平成25年9月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,103,697	流動負債	1,593,790
固定資産	2,389,054	固定負債	410,142
		株主資本	3,471,668
		資本金	99,950
		資本剰余金	20,000
		資本準備金	20,000
		利益剰余金	3,351,718
		利益準備金	24,987
		その他利益剰余金	3,326,731
		（うち当期純利益）	（190,458）
		評価・換算差額等	17,151
資産合計	5,492,751	負債・純資産合計	5,492,751